

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成29年6月定例会

	議案第30号 交野市税条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
【固定資産税関連】わがまち特例の特例措置追加 【軽自動車税関連】軽自動車税グリーン化特例の特例措置延長 ・その他条項の整理等所要の改正	地方税法及び関連省令等の改正に伴う条例改正を行う。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
地方税法等の一部改正が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から一部施行されたことから改正を行う。	【固定資産税関連】 特例措置対象（企業主導型保育事業等、市民緑地）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置により、固定資産税について、若干の税収減が想定される。 【軽自動車税】 グリーン化特例措置の対象となる軽自動車の環境性能基準については、重点化が予定されており、対象車両数がさらに限定されるため、本特例措置実施による税収への影響は小さいと思われる。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
平成29年3月31日 地方税法等関連法案が公布 平成29年4月1日 地方税法等関連法の一部施行（市の裁量権のない改正部分のみ専決処分）	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		・公害のない心地よく住める環境を守っている ・地球温暖化に気を配り環境にやさしい配慮をしている ・道路や公園など生活環境がきれいに保たれている		
〈市民参加の状況〉	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称				
	策定年度				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	計画期間				
〈政策等の実施時期〉		公布の日以降			
担当部局		担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
市民部		税務室	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（条例概要、新旧対照表）		

交野市税条例の一部改正について

1. 条例改正の目的

平成29年4月1日付で、主に固定資産税及び軽自動車税関連部分における制度改正を主旨とする改正地方税法等が公布されたことに伴い、市税条例の関連条文を改正するものである。

2. 条例改正の内容

(1) 固定資産税関連部分

- ・わがまち特例の特例措置追加

対象資産	特例内容
企業主導型保育事業に係る保育施設	平成29年4月1日から平成31年3月31日までに設置する企業主導型保育事業の用に供する固定資産（土地、家屋、償却資産）について課税標準を最初の5年間価格の2分の1とする。
家庭的保育事業等に係る保育施設	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する固定資産（家屋、償却資産）について課税標準を平成30年度から価格の2分の1とする。
市民緑地の用に供する土地	改正都市緑地法の施行の日から平成31年3月31日までに緑地保全・緑地推進法人が設置する市民緑地の用に供する固定資産（土地）について、課税標準を最初の3年間価格の3分の2とする。

(2) 軽自動車税関連部分（附則第18条）

- ・軽自動車税グリーン化特例の特例措置延長

平成28年度課税分の軽自動車税から実施されている一定の環境性能を保持する軽自動車に対する軽自動車税軽減措置「軽自動車税グリーン化特例」の特例措置期間を2課税年度延長する。対象となる車両の初回番号指定の期間と対象期間に対応する課税年度については次頁表のとおりとする。

特例の対象となる車両の初回番号指定の期間	減額対象となる 軽自動車税課税年度 (単年度のみ)
平成29年4月1日～平成30年3月31日	平成30年度
平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成31年度

※減額の対象となる環境基準については、現行より重点化される予定。

(3) その他改正

その他法律改正に伴う所要の改正

3. 施行日 公布の日

但し、条例附則第5条第1項については、平成31年1月1日施行。条例附則第13条第14項、第31条の2については、改正都市緑地法等施行日に施行するものとする。

交野市税条例（平成15年条例第38号）の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>（法349条の3第28項等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第69条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数</u>を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者又は扶養親族を有する</u>場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第10条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第</p>	<p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数</u>を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者又は扶養親族を有する</u>場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第10条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第</p>

新	旧
<p>1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>2 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第13条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>2～7 (略)</p>	<p>2～7 (略)</p>
<p>8 <u>法附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>8 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>9 <u>法附則第15条第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>9 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>10 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>10 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>11 <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>11 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>12 <u>法附則第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>12 <u>法附則第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

新	旧
<p>1 3 <u>法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p>	
<p>1 4 <u>法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> (軽自動車税の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。))において同じ。)</u> に対する第94条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u> が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる<u>法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)</u>のうち三輪以上のものに対する第94条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる<u>三輪以上の軽自動車</u> (前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ</p>	<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる<u>ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの</u> (前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ</p>

新	旧
<p>る字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>5. <u>法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>6. <u>法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7. <u>法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日か</u></p>	<p>る字句とする。</p> <p>(略)</p>

新

旧

ら平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第18条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第95条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第97条及び第98条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した

新	旧
<p><u>金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定の適用がある場合における第11条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第18条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。</u></p> <p><u>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第31条 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>（法附則第15条第45項の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第31条の2 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p>	<p><u>第31条 削除</u></p>